

平成29年度私立大学等経常費補助金の拡充に係る緊急要望

日本私立大学団体連合会
会 長 鎌 田 薫
副会長 大 沼 淳
黒 田 壽 二
村 田 治
吉 岡 知 哉

私立大学等の経常的経費に対する補助割合は、昭和55年度（29.5％）をピークに減り続け、平成27年度は9.9％となり、ついに10％を切るに至った。

昭和50年に成立した私立学校振興助成法では、1）教育条件の維持及び向上、2）学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、3）私立学校経営の健全性の向上、という三つの目的を達成すべく、制定時の付帯決議において、「速やかに2分の1とする」とされていた。

私立大学は現在、わが国の学部学生の約8割を育成しており、「15年後には労働力人口に占める大卒者の割合は約70％となり、そのうちの7割以上が私立大学卒業者と予想される」「私立大学に対する公財政支出がもたらす経済的・社会的効果は、公財政支出額の10倍に上る」との調査統計結果がある。また、OECDが2012年に実施した「国際成人力調査（PIAAC）」の結果は、日本の高等教育の質が高いことを示しており、私立大学がこれまでに果たしてきた役割、これからも果たしていかなければならない役割、責任は揺るぎないものである。

教育に係る経費は、わが国の持続的発展のための社会的コストであり、公財政支出によるその充実は国家の責務である。OECDが指摘するように、「教育に対する公財政支出が今後どのように変遷するかは、『教育が経済危機からの復興及び経済・社会の発展においてどの程度貢献できるのか』に対する政府の認識による」といえる。

平成27年度の経常的経費に対する補助割合が、私立学校振興助成法制定前の昭和46年度と同水準となった現状を受け、私立大学関係者は平成28年度以降に対する憂慮の念を強く抱くとともに、現状は上記三つの目的が蔑ろにされているといっても過言ではないとの共通認識を持つに至った。

ここに、私立大学関係者の総意をもって、以下の視点に基づいた「私立大学等経常費補助金の拡充」を強く要望する。

記

1. 私立大学等の経常的経費に対する公財政支出の補助割合の低下は、高等教育の機会均等、拡大や維持はおろか、その縮小をもたらす。
2. 私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金の充実なくして「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「私立学校経営の健全性の向上」は実現し得ない。また、私立大学による授業料や人件費を抑制する自助努力だけでは、さらなる高等教育機会の拡大、教育研究の充実は立ち行かない。
3. 私立大学に対する公財政支出の低位性、さらに国私間に存在する学生一人当たりの公財政支出1.3倍という不合理な格差の現状がこのまま放置され続ければ、「学生等に係る修学上の経済的負担の軽減」もまた危殆に瀕することとなる。

以 上

平成29年度私立大学等経常費補助金の拡充に関する要望

平成28年10月

日本私立大学団体連合会

私立大学の経常的経費に対する補助割合は、私立学校振興助成法（附帯決議）において「速やかに2分の1とする」とされたにもかかわらず、昭和55年度（29.5%）をピークに減り続けて、**平成27年度は、ついに10%を切り9.9%となりました。更に平成28年度は減少することが憂慮されます。**

経常的経費に対する補助割合が10%を下回ったのは、昭和50年に制定された私立学校振興助成法以前の昭和46年度以来のことであり、私立学校振興助成法の目的が達成されていない状況となっています。

※私立学校振興助成法の目的

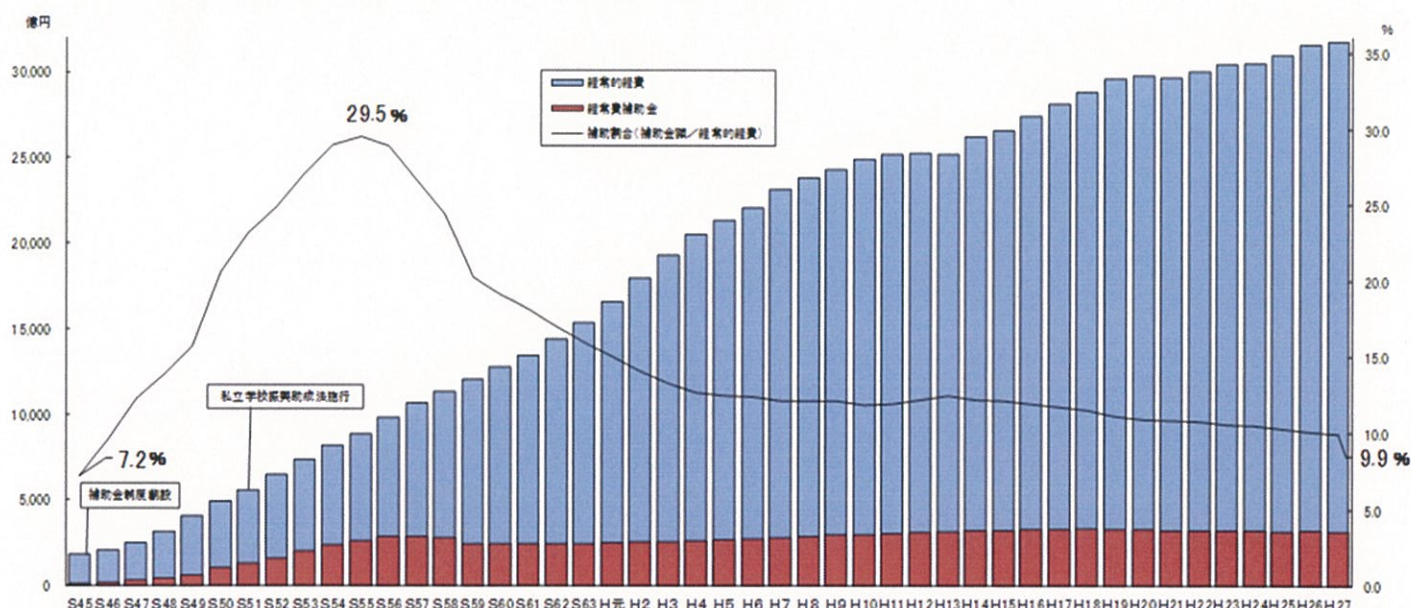
（1）教育条件の維持及び向上、（2）学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、（3）私立学校経営の健全性の向上

■不合理な国私間格差の是正と私費負担からの脱却

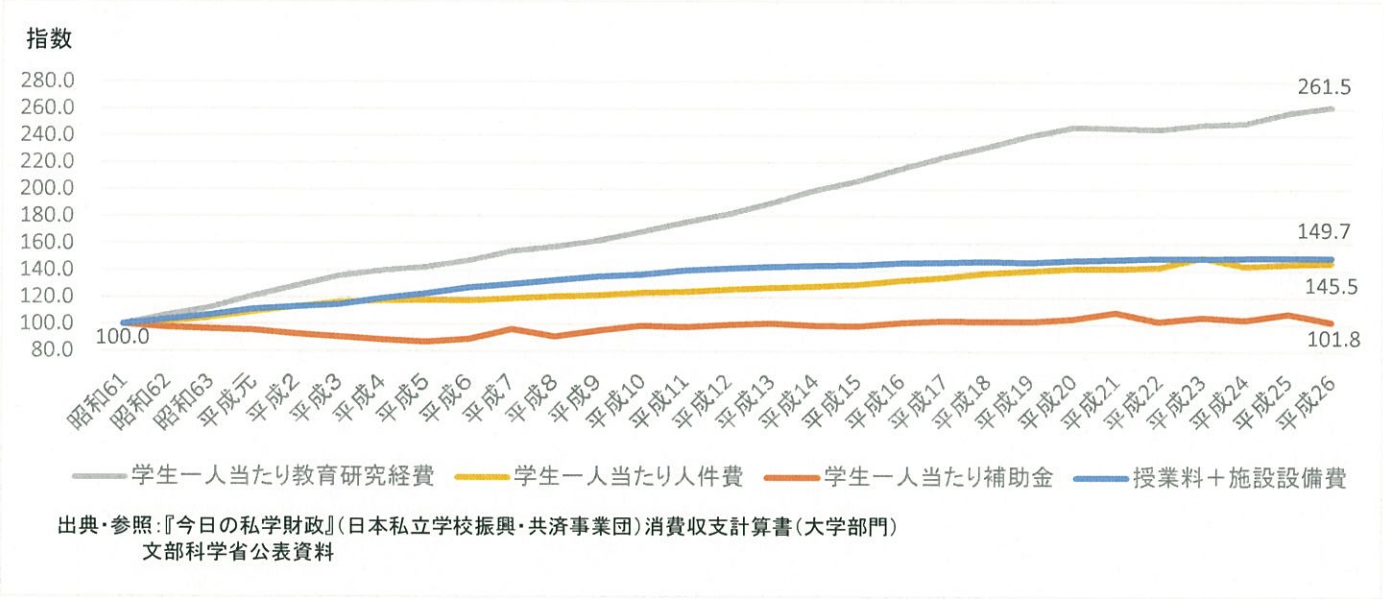
- 8割の学部学生を育成する**私立大学への公費支出は、国立大学の約4分の1**であり、**学生一人当たり約13倍という不合理な格差が生じている。不合理な国私間格差の放置のしわ寄せは、学生の保護者の高い負担、老朽化した私立大学の教育研究施設に現れ、大学教育がその私費負担によって担われていることは看過できない。**
- 少子化の進展と国の支援における国私間格差が深刻な課題となって私立大学の経営を圧迫**しており、授業料や人件費の抑制、奨学金制度等による修学支援にかかる私立大学の自助努力だけでは、新しい価値の創造や世界の大学との競争が困難である。
- 総務省調査では、**15年後には労働力人口に占める大卒者の割合は約70%となり、そのうちの7割以上が私立大学卒業者と予想されている。**複雑化したグローバル社会に対応できるのは、多様な人材を育成している私立大学であり、**私立大学の健全な発達こそがわが国の持続的発展には不可欠である。**
- 私立大学がもたらす経済的・社会的効果は、公費支出に対し約10倍という試算もある。**今こそ、公財政支出総額と教育への私立大学の貢献とのバランスを考えた上で、**高等教育の公財政支出のあり方を大胆に見直す**とともに、公費支出にかかる国私間格差の是正並びに教育費負担の公正化のための**私立大学等経常費補助金の大幅拡充**を強く要望する。

（データ）

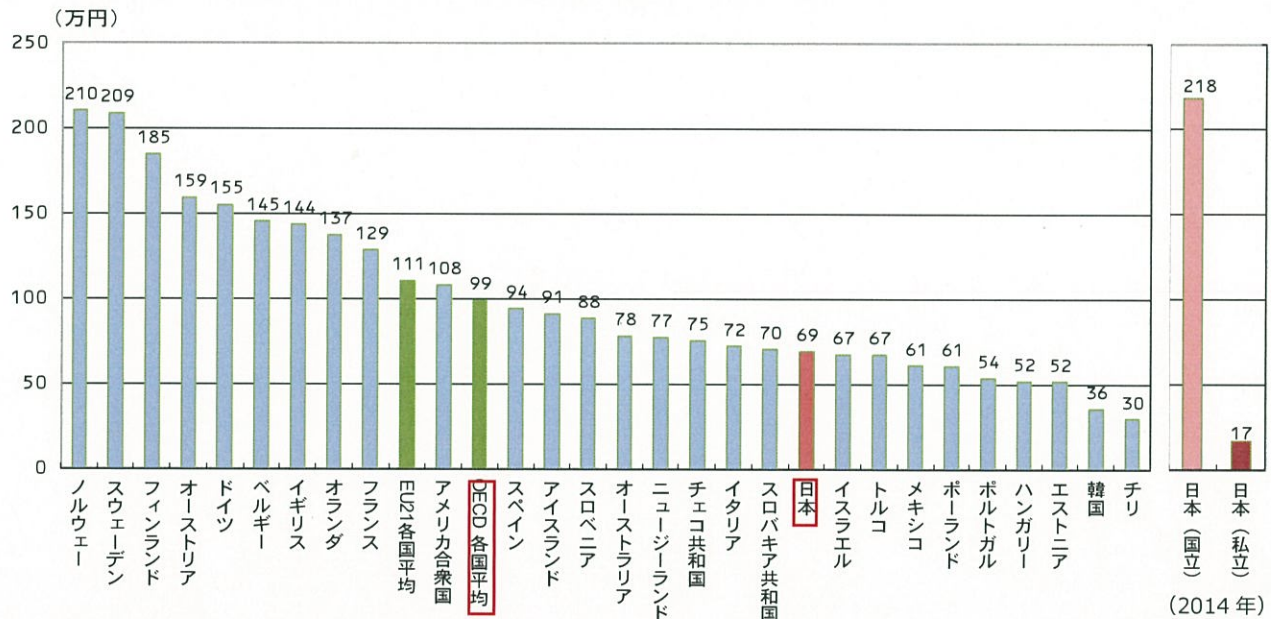
1. 私立大学等の経常的経費と私立大学等経常費補助金額の推移



2. 学生一人当たりの教育研究経費、人件費並びに補助金、授業料＋施設設備費の推移



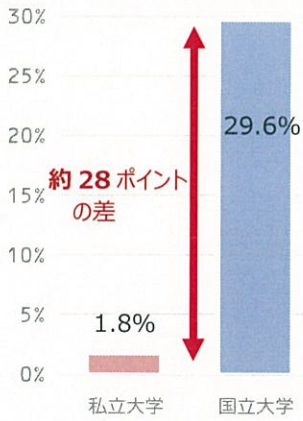
3. 学生一人当たり公財政支出〔OECD各国：高等教育機関〕（2012年）



出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケーター（2015年版）より作成（2012年データ）、国立大学については、各法人の『財務諸表付属明細書』（平成26年度）、私立大学については、『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成26年度）

○ 日本における大学生一人当たりの公財政支出額は年間69万円で、OECD各国平均の99万円を大きく下回る。ただし、公財政支出を国立・私立で比較した場合、国立大学は218万円で、OECD各国で最も高い水準であるが、私立大学はわずか17万円で、国立大学の約13分の1であり、OECD各国の中で最下位。

4. 学生に対する経済支援の国私間格差：授業料減免を受けられる学生の割合（2014年）



○ 私立大学は学生数約210万人のうち約3.8万人（1.8％〔平成26年度実績〕）の学生しか授業料減免の補助対象となっていないにもかかわらず、国立大学は学生総数約61万人のうち延べ人数で約18.1万人（29.6％〔平成26年度実績〕）の学生が免除されている。

出典：『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（日本私立学校振興・共済事業団、平成26年度資金収支計算書等）をもとに作成